



# 熊本県公報

第11861号  
平成21年11月24日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 2

**公 告**

- 換地計画の適否決定…………… (農村整備課) 3
- 国土調査成果の認証…………… ( // ) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 4
- 平成21年度林業種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林整備課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第1052号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ニチイケアセンター ひとよし 人吉市西間下町字一 本杉132-1サン マリービルⅡ1階	株式会社 ニチイ学 館 東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番地 寺田 大輔	平成21年 12月1日	4310600145	居宅介護 重度訪問介 護

### 熊本県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年11月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳 線	上天草市松島町字美野 874番地先から 同所 875番1地先まで	前	7.8 ～ 13.2	44.0	道路法 第24 条工事 (交差 点改良)
			後	7.8 ～		

一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字仏ノ辻 1198番1地先から 同所 1211番地先まで	前	31.5 7.2 ～ 11.6	57.0	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	8.5 ～ 17.0		

2 区域を変更する期日 平成21年11月24日

**熊本県告示第1054号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年11月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫 4077番1地先から 同所 4000番2地先まで	666.0	単道改 (改築 による 拡幅)
		上天草市松島町教良木 874番地先から 同所 875番1地先まで	44.0	

2 供用を開始する期日 平成21年11月25日

**熊本県告示第1055号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年11月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	戸島熊本線	熊本市水前寺六丁目 63番地先から 同所 98番地先まで	261.0	緊道整 交安 (改築 による 拡幅及 び拡幅 工事に 伴う歩 道の暫 定供用)
		熊本市水前寺公園 514番地先から 同所 531番地先まで	98.0	

2 供用を開始する期日 平成21年11月25日

**熊本県告示第1056号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法

第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 施 術 者 [ 柔 道 整 復 師 ] )

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
甲斐整骨院	嶋田 結	合志市栄2127番地141	平成21年11月17日

公 告

熊本県公告第610号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった無田地区の換地計画については、平成21年11月13日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成21年11月25日から平成21年12月22日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第611号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により山都町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
山都町	平成19年度から平成21年度まで	下山の全部	地籍図及び地籍簿	平成21年11月13日
山都町	平成20年度から平成21年度まで	今の一部		

熊本県公告第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字安永字宮ノ本823番1、同824番1及び同824番3  
1,553.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字安永824番地3  
小田 政博

熊本県公告第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本県上益城郡御船町大字辺田見字村下230番1、同231番2、同232番1、  
同233番、同234番、同235番1、同237番5、同244番2、同245番、  
同246番2、同247番、同248番1並びに里道及び水路の一部  
9,678.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
千葉県柏市中央町2番8号  
株式会社三喜

**熊本県公告第614号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字宮ノ本2024番及び2025番  
528.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市月出二丁目2番65号  
徳光 誠也

**熊本県公告第615号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小谷字迎田253番1の一部及び同254番の一部  
999.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字田原303番地1  
宇土 三幸

**熊本県公告第616号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成21年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。  
平成21年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
種苗生産事業者に対して、種苗の生産、流通等に関し必要な知識を習得させること。
- 2 開催の日時等
  - (1) 開催の日時  
平成21年12月17日（木） 午前10時から
  - (2) 開催の場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市黒髪八丁目222-2
  - (3) 受付時間  
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成21年12月10日までに熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。  
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
  - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。